

休眠預金等活用審議会
第15回議事録

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

内閣府指定活用団体指定担当室

第15回休眠預金等活用審議会
議事次第

日 時：平成30年12月4日（火）9:30～16:47

場 所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 指定活用団体の指定に係る面接について

3. 閉 会

二団体目【日本民間公益活動連携機構】

○嶋田指定活用団体指定担当室室長 それでは、定刻となりましたので、2団体目に対します面接等を開始させていただきます。

現在、委員は10名中8名御出席でいらっしゃいますので、引き続き定足数を満たした事となっております。

繰り返しになりますけれども、本日の審議会につきましては、会議冒頭から指定申請団体の面接終了までの議事録や動画等は、指定活用団体が指定された後に公表予定となっております。

また、9月に決定いただきましたとおり、面接に係る内容等の情報を漏らしてはならないということ、申請団体に係る個別の意見について指定までの間、厳秘ということをお願いしたいと思います。あわせて、会議の内容等につきましても、会議中のSNS等での発信もお控えいただきますようお願い申し上げます。

それでは、会長より議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 それでは、午前中に引き続きまして、2団体目の面接を行います。最初に事務局から、①本日の面接の流れと、②意見シートの事務局確認欄について御説明をお願いします。

○松下参事官 恐れ入ります。御説明の前に、先ほど午前の部の中で、一般財団法人の理事の数につきまして、すぐに御説明ができず申し訳ございませんでした。小河専門委員からもお話はいただきましたけれども、事務局から補足説明をさせていただきます。

指定活用団体につきましては、こちらの3番というタグをつけておりますけれども、基

本方針の21ページにございますが、指定活用団体は法律の20条で一般財団法人であることとされております。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で規定される体制等を整備しなければならないと記述してございます。

その基本方針の37ページに脚注の20番というものがございまして、その中で、評議員及び理事はそれぞれ3人以上としていること等の要件を引用してございます。補足ということとさせていただきます。

それでは、御説明をさせていただきます。本日の面接の流れにつきまして、午後から御出席の先生もいらっしゃいますので、再度御説明をさせていただきます。

指定申請団体に対する面接の流れについて御説明いたします。まず、意見シートの事務局確認欄について、事務局より御説明をいたします。

次に、北地審査アドバイザーより、事務局確認について補足説明をいただきます。

その後、指定申請団体に対する面接を行います。冒頭、指定申請団体から30分間説明を受け、その後、90分間質疑応答となります。

質疑が終了しましたら、申請団体に御退室いただき、面接は終了します。

ここで専門委員には御退室いただき、委員には意見シートの記入をいただきます。

意見シートの記入について御説明いたします。

御記入の際は、手書き、または席上のパソコンへの入力のいずれかで御記入をお願いします。手書きの場合は、ペン、鉛筆を問いません。パソコンは、インターネット等に接続されていない端末です。

御記入が終わった時点で、事務局が複写したもの全てのページに御署名、サインをいただき、確定とさせていただきます。

なお、この後、事務局確認の結果を御説明した後、日本民間公益活動連携機構の御説明者3名が入室し質疑応答となります。御説明者の手元には、皆さんのお手元と同じように通し番号を付した申請書類のファイルとプレゼン資料のみを配付してございます。事務局確認事項を付した意見シートや、その他の資料は配付しておりませんので、御承知おきください。

御不明な点はございますか。

それでは、事務局確認事項の御説明に移ります。A3の大きさの意見シートをご覧ください。全体で10ページ、右下に1/10といった要領でページを振ってございます。

1ページ目、左上、指定申請団体名に一般財団法人日本民間公益活動連携機構、記入年月日、平成30年12月4日と記述していることを御確認ください。記入者の氏名の欄に、委員の皆様は御記入をお願いいたします。後ほど、意見シート御記入後に署名いただく際には、全ページに別途署名をいただきます。

専門委員の皆様は、面接が終わりましたらこの意見シートはそのまま席上に置いて御退室をいただきますので、御承知おきください。

それでは、事務局確認欄に沿って御説明いたします。9月4日の審議会で御議論いただ

いた面接に対しての着眼点の順に項目が並んでおります。

1 ページ目、確認結果で「－」としております。確認結果の欄には、「－」の他「○」または「×」のいずれかを事務局で記入しました。「○」または「×」は事務局において形式的要件の適合や書類の有無を確認したものです。「－」というのは申請書類だけでは判断が困難な項目です。備考欄には「×」の場合にはその根拠を、「○」または「－」の場合には、面接の際に参考になる情報や留意点を事務局で記述しております。

1 ページ目、着眼点の1つ目、意欲につきましては「－」、備考欄でも記述なしとしており、面接で御確認いただきたい事項です。

2 ページ目、Ⅱ、業務実施体制・能力の適確性について、i) 業務実施計画が基本方針を踏まえ、基本原則等に適合しているかという着眼点について、①休眠預金等交付金に係る資金の活用目標や基本原則等について、申請書類のファイル、こちらのファイルの225ページから232ページ、252ページから259ページに記載があることを備考欄に記述しております。このページ番号は申請書類を全て通して事務局でページ番号を付したものでございます。申請団体に提出したとおりにコピーしてありまして、片面、両面が混在しております。申請団体の説明者の手元にも同じページ番号を付したファイルを置いております。

次に、②業務実施計画で、民間公益活動促進業務を適確に実施できる組織運営体制等が整備できる見通しが示されていることという公募要領記載の確認事項について、備考欄、組織運営体制について、247ページ、248ページ、279から287ページに記載があること。

③業務実施計画が、民間公益活動促進業務ごとに適確に実施できるものであると認められることに関して、233ページから246ページ、260ページから278ページ、288ページから315ページに、業務ごとの実施について記述がされております。

続きまして、同じく2ページ、ii) 組織運営体制が整っているかという着眼点の1つ目、助成に係る業務を行う部署とは別に社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制とすることに関しましては、通しのページ番号247ページ、248ページ、279ページから287ページに関連の記述があること、247ページと248ページに組織体制として示されていることを記してございます。

次の項目、評議員会の構成の多様化につきまして、評議員のお名前とバックグラウンドについて、備考欄に記述のとおり表現で322ページに記載がございました。

次の項目、理事会について、理事の総数につきまして、323ページに3名の方が常勤、非常勤の情報とともに記載されております。

2 ページ、一番下の欄で、準備行為実施計画の内容が適確に実施できるものとなっているかという点につきまして、316ページから320ページに準備行為実施計画の記述がございました。準備行為実施計画とは、運用開始に向けた準備行為の内容等を明示したものとして、基本方針と公募要領で提出を求めているものでございます。

3 ページ、経理的基礎について、貸借対照表、収支予算書等による財務状態を踏まえ、

今後の財務の見通しが適切であることという項目に関し、備考欄で各種事項の記載の場所や、正味財産が300万円であるということ、今後5年間の業務運営コストや助成金、所要資金、準備行為実施計画期間の費用の記述を引用しております。

次に、法人の財産の管理、運用について理事、監事が適切に関与する体制を整備することという点につきまして、備考欄に記載の各ページに記載があること。

続いて、経理を適正に行うための十分な人員及び体制確保の見込みにつきまして、247ページ、248ページ、279ページから287ページに記載があることを示しております。

続きまして、シャドーをかけている箇所は事務局で該当するかしらないかを書類上確認可能な箇所として、その結果を「○」「×」で示しております。

「○」で備考欄に記しておりますのは、参考情報として記載しているものです。3ページの各事項につきましては、全て「○」となっております。

4ページ、技術的（専門的）基礎が整っているかという点につきまして、328ページから552ページに評議員、役職員の履歴書と、補足的に実績等の記入を求めた書類が示されております。例えば331ページをごらんいただきますと、3-1、社会貢献に関する活動、3-2、民間公益活動やソーシャルイノベーションについてなど、3-1から3-12の各項目で記述を求める様式になっています。日本民間公益活動連携機構全体で見ますと、各項目で1つ以上の「○」がついていることを確認しております。また、793ページから815ページには、外部の専門家等の記載がございます。

v) 役員の適確に運営する十分な資質につきましては、面接で御確認いただく事項ということで「-」にしてございます。

5ページ、Ⅲ、中立性・公正性に移ります。組織運営に関する事項として、コンプライアンスの検討組織と実施部署について、また、資金分配団体を監督する必要な部署の設置について、それぞれ備考欄に示した箇所に関連の記述があることを示しております。

続きまして、シャドーのかかった3つの項目につきましては、規程が定められているかどうかということでございます。

②評議員会または理事会の決議に当たっては、特別の利害関係を有する評議員または理事を除いた上で行うことを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。

③役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることを民間公益活動促進業務規程の案に定めることにつきまして、備考欄に、業務規程案の該当規定を引いてございます。

④役員等の報酬の水準につきまして、不当な水準とならないような支給の基準を諸規程等に定めることという項目に関しまして、638ページに、役員、評議員の報酬等につきまして、備考欄記述のように記載されております。

6ページ、ページ全体の各項目が規程に定められているかどうかという項目でございます。

⑤民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、役職員等の関係者に対し、特別の利益を与えないものであることを諸規程等に定めること。

⑥不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程等を備えること。

⑦ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、内部通報制度を整備すること。

⑧特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附、その他の特別の利益を与える行為を行わないことを諸規程等に定めること。

⑨残余財産の帰属につきまして、それぞれ備考欄記載のように規定されていることを示しております。

7 ページ、ii) 役員、職員の構成が公正性の観点から適切か、利益相反防止の工夫がなされているかという点につきまして、①各理事が当該理事及びその配偶者または三親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと、監事も同様ということ。

②他の同一の団体の理事または職員である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと、監事も同様ということにつきまして確認する書類が提出されてございます。

③職員が特定の団体の出身者に偏らないことにつきまして、備考欄に示した書類で確認しております。

iii) 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって業務の公正な実施に支障を及ぼさないかという項目に関し、備考欄にありますとおり、688ページで民間公益活動促進業務以外の業務を行う予定はないと記述されております。

iv) 役員は中立性・公正性に対する強い意識があるかという点につきましては、面接で御確認をいただきたい事項でございます。

VI、その他は、業務実施計画、準備行為実施計画の内容等に関する加点、減点ポイントを御記述いただく欄です。この欄は評語「A」「B」「C」はない欄でございます。

8 ページ以下は、事務局で記載の有無や適合しているかどうかの確認の結果です。民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であること、欠格事由に該当しないことを確認しております。

また、必要書類の有無や書類上の記載の有無の確認につきまして、8 ページでは全て「○」と確認しております。

9 ページ、⑩民間公益活動促進業務規程の案につきまして、規程はあるということで「○(有)」としております。

その下の基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの実施の方法に関する事項について、備考欄をごらんください。休眠預金等活用促進法第23条では、民間公益活動促進業務規程に定めるべき事項を規定するとともに、業務規程について、内閣総理大臣の認可を受けなければならないと規定しております。その業務規程に定めるべき事項のうち、資金分

配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準に関しまして、日本民間公益活動連携機構の業務規程案、594ページから595ページに、助成の方針、対象、選定、審査の観点等の見出しで記載があるということを示しております。

⑪業務規程案に盛り込まれるべきその他の事項につきましても、記述を確認しましたので「○」としております。

10ページ、⑫各種規程等につきましても規程があることを確認しましたので「○」としております。

以上、事務局での確認結果を御説明させていただきました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

続きまして、前回審議会で私より指名させていただきました審査アドバイザーの北地委員より、事務局確認について補足説明をお願いいたします。

○北地委員 ありがとうございます。

まず、事務局のほうで締め切り分に提出されたものを配列し直したものに基づいて、このシートが作成されたことに加除のないことを確認いたしました。

それから、この各項目は公募要領に基づいたものでありまして、法人から提出された書類は項目ごとに割り当てられております。この網羅性についても確認いたしました。

シャド一部分の有無については、適切な記述があるかどうか記載されていますが、それを確認いたしました。

それから、コメントの確認欄について、記載箇所が適切であること、内容の表現について適正であることを確認いたしました。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明について、御質問があればお願いします。

どうぞ。

○服部委員 質問ではないのですが、先ほどの御説明の中でページがあっちに行ったりこっちに行ったりですごくわかりにくかったので、必要に応じて、ページをおっしゃる場合は事務局通しのページで御説明いただくというようにお伝えいただいたほうが、今回大丈夫そうなページの振り方ですけれども、よろしいのではないかと思います。

○松下参事官 わかりました。

○小宮山会長 他には何かございませんか。

それでは、時間まで待ったほうがよろしいですね。

○松下参事官 5分後という形で。

○小宮山会長 もしおいでいただいて向こうに不都合がないならば、もうやりましょうか。

○松下参事官 確認いたします。

○小宮山会長 よろしいですか。

それでは、御用意ができていますので、指定申請団体の面接に移りたいと思いま

す。説明者は入室してください。

(指定申請団体入室)

○小宮山会長 それでは、これより指定申請団体一般財団法人日本民間公益活動連携機構への面接を開始いたします。

まずは事務局から注意事項をお願いいたします。

○松下参事官 申請団体の説明時間は30分以内、質疑応答は90分以内となっております。それぞれ制限時間終了5分前にベルを1回、終了時点でベルを2回、事務局より鳴らしますので、御留意ください。

お手元に青いファイルをお配りしております。そちらのファイルは申請書類一式に通しでページ番号を付したものでございます。委員、専門委員の皆様、同じ番号を付したものをお持ちですので、御説明ですとか質疑応答の際に、できましたらその通し番号のほうで御説明をしていただけましたら、大変ありがたく存じます。

なお、面接時間は限られておりますので、質疑応答の際には、申請団体におかれましては簡潔にお答えいただくようお願い申し上げます。

また、面接会場での撮影、録画、録音、SNS等での発信などに当たる行為、また、携帯電話を含む電子機器の使用は御遠慮ください。

最後に、本日の面接に関しましては、指定後に公表することとなりますので、申請団体におかれましても、それまでの間、面接が実施されたことや内容等、面接に関する情報を他に漏らさないよう御注意をお願いいたします。

以上です。

○小宮山会長 それでは、申請団体から御説明をお願いします。

○二宮理事長 私、一般財団法人日本民間公益活動連携機構、理事長の二宮でございます。

お手元の資料、組織運営等業務実施に当たっての基本的考え方、これに沿いまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、それに先立ちまして、私自身の当財団での取り組みの思いとか、また、背景につきまして、冒頭、少しお話をさせていただければと思います。

私は昭和49年、1974年に損害保険会社に入社をいたしました。2016年の会長に就任するまで42年間、国内外の損害保険事業に携わってまいりました。損害保険事業というのは、もとより社会のインフラの一つ、極めて社会的存在であるということ、また、金融機関でもあるということから、ガバナンス・コンプライアンス、そして、事業の公正性ということは大変強く認識をし、そして、その構築をしてまいりました。

したがって、損害保険会社時代には、民間企業としてさまざまな問題にめぐり合ったことがあるのですが、それだけにガバナンス・コンプライアンス、事業の公正性という点に対しては、きっちりとした体制を構築できたと思っています。

昨今、大規模災害が続く中で、被災者に寄り添い、そして、その立場に身を置くことの重要性というのは、我々損害保険のお支払い等を通じて、事業の遂行の中で身をもって理

解しているところでございます。

また、事業の継続的な発展においては、お客様の評価とか信頼というものがあって初めて成り立つということでございます。お客様のいわゆる課題を解決し、その要請を適切に受けとめて対応するという。これが事業継続にも大事でございます。そこにおいて適切な発信、また、十分な対話、そして、透明性が重要であるということを経験の中から学んでまいりました。

また、二度の合併を通じまして、変革の継続性、いわゆる挑戦を続けるということ、多様性を生かすということの重要性。また、一方で、現実を正しく知るということでしょうか。何が起って、何が課題で、どんな状態にあるのだということ、常に現場で起っていることを正しく迅速に把握して対応する、また、先に手を打っていくということの重要性も認識しております。

したがって、トップの役割として、事業に対する革新、熱意を持って繰り返し発信を続けるということ、加えて成果につなげる実現力というものが非常に大事だと思っておりますし、これは民間公益活動を促進する上でも全く同じであろうかと考えています。いたが、私のこの企業での経験をしっかり生かしたいと考えているところです。

また、会長就任後の2年8カ月に関しましては、軸足を保険事業から社会課題の解決に移しております。当社におきましては、福祉や環境、美術の各財団、また、育英会の理事長を務めております。社外におきましては、中央共同募金会とかNPOセンター、また、企業財団の理事とか評議員を務めております。

経団連においては、企業行動・CSR委員会の委員長、これはいわゆるSDGsの推進役を務めています。加えて、企業市民協議会の会長、これは、企業はよき市民たれということで、89年にできた会なのですけれども、いわゆるCSRの推進ということです。それと、自然保護協議会の会長、これはもうまさしく生物多様性の主流化に努めるということ。加えて、1%（ワンパーセント）クラブの会長、まさしくいわゆる社会貢献活動の推進でございますけれども、経団連におきましては、今、そのような役割を担っておるところでございます。

こういった中で、国連を始めとする各種国際機関との連携や、また、草の根活動を展開している全国各地のNPOの皆様方との接点など、さまざまな機会を通じて社会課題の解決の重要性、また、その行動への思いを強くしているところです。

今、地球の本当にさまざまな分野において、劣化が急速に進展する中で、2030年に向けた地球規模の課題解決をしようとするSDGs、これは本当に人類の英知の結集であると思っております。誰一人取り残さないという強いメッセージを込めた世界の共通言語であり、今、我々が取り組むべき唯一の方策とも考えています。したがって、生物多様性とか気候変動とか人権の問題、こういったものもやはり全SDGsの文脈の中で捉えることで理解も行動も進展していくものと考えます。

今、企業に対しては創造力、変革力に対する期待、極めて大きなものがありまして、経営トップの認識の高まりとともに、その成果創出のための連携というのも一応進んできて

はいると思います。

市民社会におきましても、NPO等の草の根活動など大変高い志と強い意志で多くの方々が頑張っておられる一方、その課題としては、人材や資金の不足、また、基盤の強化の必要性が挙げられているところです。政府のSDGs推進本部の円卓会議、これにも参加しておりますが、当初よりこういった課題解決のためには国民運動的な展開が必要だということを申し上げています。

今回、国民の本当に貴重な資産を活用させていただいて、多くの国民が直面する社会の諸課題の解決を目指して取り組むこと、これは時の要請にもかなっていることだと思いますし、さまざまなステークホルダーの連携と協働をもってこの成果をおさめることによって国民一般の利益を増進する大変貴重な機会であると考えています。この取り組みが結果としてSDGsの達成に大いに貢献して、日本発のモデルとして国際的に発信できればと心より願うものであります。

私は指定活用団体の使命を果たすべく、企業経営者としての視点、また、さまざまなステークホルダーとの連携のもとに、私自身の持てる知恵と勇気の全てを尽くして取り組んでまいりたいと思っております。

冒頭、私の所信ということで申し述べさせていただきました。

それでは、資料につきまして、まず、組織運営の理念のところからです。まず、持続可能な組織運営を実現するための基本となる運営理念について御説明をいたしたいと思っております。休眠預金等活用法の理念にのっとりまして、誰一人取り残すことなく、未来の子供たちに持続可能な社会を引き継ぐために、オールジャパンの体制で多様なステークホルダーとの連携のもと、民間の英知、創造性、革新力を結集して、社会課題の解決に革新的な手法でチャレンジし続ける担い手を支える触媒になることを目指す。これをコミットしたいと思います。私はこの理念をしっかりとステークホルダーと共有してまいりたい。大事だと思うのは、連携と協働ということがキーワードだと思っております。そういう意味から、当財団の名前も推進とか促進ではなくて「連携機構」とつけたのは、そこに理由があるわけがございます。

そのような理念のもとに、私たちは誰一人取り残さない持続可能な社会づくりへの触媒になること、これを目指してまいります。これはまさに、SDGsと軌を一にしているところだと思います。

このビジョンの実現に向けまして、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針、これに基づいて、ここに記載されている10の使命、役割、ミッションとして定めるところでございます。1 / 2、2 / 2とございます。ここの説明は割愛させていただきます。

続きまして、バリューという項目です。役職員の一人一人が重視すべき7つの価値基準と行動原則、これをバリューとして、2ページにまとめております。

この以上のビジョン、ミッション、バリューを組織運営のプラットフォームとして役職員に周知徹底させてまいります。

次に、組織運営の基本的考え方のところでございます。11ページです。ここでは指定活用団体に応募するに当たって、まず前提となりましたのは、当財団自身の持続可能な運営、これをどう確保していくかということでございます。ここに私たちはガバナンスを始めとする5つの要素を中心に組織を整備し、しっかりと強化してまいりたいと思います。

次のページ、まずガバナンスについて記載しております。ガバナンス、先ほどの民間企業でももちろんそうなのですが、ガバナンスはあらゆる組織のかなめであると思っています。ステークホルダーからの信頼を持続的に獲得していくこと、これがこの制度を成功させる大前提であります。コンプライアンス体制の整備には、最優先で取り組んでまいります。透明、公正かつ迅速で果敢な意思決定を行うため、理事会3名体制といたします。人材の多様性やジェンダーバランスに配慮して、また、風通しのよい人権重視の職場環境、これを整備してまいります。これはまさしくトップのマネジメントの役割と認識しております。

次のページ、ガバナンス2/3ですけれども、当財団の評議員会、経済界、金融界、労働界、学識経験者、マスコミ、市民セクター出身、多様性に配慮した構成といたしております。

2点目、外部有識者も参加するコンプライアンス委員会、これを設置いたします。

3点目、監事に加えまして、事務局から独立した監査室も監事のもとに配置しております。

4点目、内部通報の窓口としてコンプライアンス・ヘルプライン、組織内のみならず弁護士事務所等の外部にもこれは設置いたします。組織構成委員外の資金分配団体とか実行団体、取引先など、組織外のステークホルダーにもこの通報窓口は公開して、外部からの指摘を早期に把握するこのリスク管理に努めたいと考えています。

5点目、利益相反の防止の徹底でございます。これは役職員から定期的に利益相反に該当する事項を自己申告してもらいます。また、判断がつかない場合は相談していただくという体制をつくりまして、利益相反、これを防いでいきたいと思っています。

6点目、資金分配団体に対する監査の強化、これは総務部門が助成プログラムの終了後、監査を実施することになってはおりますが、外部専門家による第三者監査も実施してまいります。年間無作為に10団体程度を選び出して監査を行ってまいります。

次の持続可能なビジョンとゴールのところでは、将来に向けて、組織が目指すべき方向性、また、発展のイメージとしてのビジョン、これを役職員のみならず、資金分配団体、実行団体、また、企業やアカデミアなどの関係者と共有化すること、これが出発点だと考えています。長期成果目標としてのゴールを設定します。このゴールは、そのまま社会的インパクトとして捉えることができると考えています。

次のページに移りまして、日本政府のSDGs実施指針、これを立案し、2030年の日本の社会像を明示していることから、当財団におきましても、2030年の社会像を念頭に、子供・

若者支援、ここに記載してございます3領域での優先課題を特定して行政が対応することが困難である社会的に脆弱な人々と地域の支援を行う実行団体として、その取り組みを支える活動を進めてまいります。

具体的には、優先的に解決すべき社会課題、これを特定するわけですが、当財団定義によるSDGsターゲットとして設定してまいりたいと思います。これらの課題解決の実現が、成果目標、いわゆるソーシャルインパクトゴールになります。指定後の2019年3月を目標に、これらの設定をしまっている予定です。

事業の実効性を高めるためには、可能な限り2030年に達成すべき具体的な数値ゴールの設定が重要であります。2023年までの第1期5カ年計画とその中間地点、2021年度末での成果目標をアウトプット、また、アウトカム目標をバックキャストの形で立てて、そのための必要な各年度のアクション計画、KPI化、KPIを設定していく予定でございます。専門家会議委員や有識者、また、現場の実行団体等の皆さんからの意見、ニーズを十分に考慮して決定してまいりたいと考えています。

経団連・会員企業によるCSR活動や連合、ESG投資等とも連携し、相乗効果を高めてまいりたいと思います。また、SDGsへの日本のユニークな取り組み事例として、先ほども申し上げましたが、世界に向けて積極的に発展、発信していければと願っております。

第1期中期活動計画では、資金分配団体への助成のみを実施することになります。基本方針として、まず具体的な成果の創出を最優先させること。本制度に対する信頼と納得感を得ていくためには、活動の成果を具体的に創出してお見せしていくこと、これが重要であろうと思います。

そのためには、資金分配のポートフォリオ戦略、これをしっかり立てること。加えて、実行力の高い資金分配団体を選考するということがあります。

また、ここに記載の4点を始め、民間公益活動を持続的に支える環境整備の促進を図ってまいりたいと思います。これらの諸活動によりまして、自律的かつ持続的な仕組みの発展を中長期的に促してまいります。

次に、資金分配のポートフォリオ戦略につきまして御説明をいたします。内閣府が指定する3領域、地方、特に地域ごとに社会課題が多様であること、行政の手が届かない領域、社会的イノベーションや革新性、また、増加傾向にある災害への備えの観点から、バランスよく助成活動を展開してまいりたいと思います。そのために全体の助成スキーム、ここに記載の5プログラムに分けて毎年展開していくことにしたいと思っております。

次のページの1つ目は、まず草の根活動支援プログラムでございます。既に全国の各地域で草の根的に事業を展開しているNPO等の活動の加速化と基盤強化を支援するプログラムになります。各年度、全国で20の資金分配団体を地域、分野等ごとの多様性に配慮して選考してまいります。1つの資金団体が10の実行団体を目標に助成支援を実施します。地域枠と全国共通のテーマ枠の2つに分けた形の展開をしまっています。これは偏在を避けるためであります。

目標の助成額20億円、1 資金分配団体当たり最大1 億円の助成を考えています。プログラムの審査に当たりましては、地域や分野の多様性への配慮に加えて、右に記載しているような視点を考慮してまいります。

2つ目は、新規企画支援プログラムです。特定された優先的課題につきまして、資金分配団体が中核となる実行団体を選考して、企業等の他セクターとも連携の上、革新的な手法で解決を図るベンチャーフィランソロピーのような新しい企画とその実現を促進する活動になります。各年度に5つの資金分配団体を選考します。資金分配団体は候補となる実行団体を核に、アカデミアや行政など、ステークホルダーを巻き込んで、社会課題の解決を図るための革新的な活動プログラムの企画を進めることを期待されるものです。所要資金規模年間5億円、各資金分配団体には1億円を上限に助成をいたします。資金分配団体から実行団体への1億円の分配は最長3年で実施をするという計画です。

続きまして、ソーシャルビジネス形成支援プログラム、このプログラムは、特定された優先的課題をソーシャルインパクトボンドの手法など、革新的なビジネスモデルで解決を図る目的で企画したものでございます。

第1期中期活動では、3つの資金分配団体を選考する予定であります。これらの団体は、中核となる実行団体を選考して実証事業を連携して進めます。第1号事業が終了後、アウトカム、または社会的なインパクトの評価を実施して、その結果に基づいて2024年度から開始される第2期中期活動計画での規模を拡大した本格展開に備えたいと考えております。助成額年間最大3億円、3団体を考えています。

社会課題の解決を目的とする革新的ビジネスモデルの形成が重要になります。測定可能な社会的インパクト、また、社会課題の解決と収益性からの事業、ビジネスモデルの実現可能性、他の事業者や行政、金融機関とのコミュニティーの形成能力などを重視してまいります。比較的ハイリスクであることを前提にして、目標どおりに成果が得られなかった場合でも、その要因分析を着実に行って、その結果を以降の民間公益活動に生かして、また、革新性について積極的に評価してまいりたい。加えて、技術的な限界、ノウハウ、副次的成果や波及効果等も積極的に評価していきたいと思います。

よく日本は失敗を許さない風土と言われて、それがためになかなかイノベーションが起これにくいと言われてはいますが、我々は今回、今申し上げたような形で挑戦することの重要性に重きを置いてまいりたいと思います。

次に、緊急災害支援プログラムでございます。緊急災害支援と復旧支援等の要請に遅滞なく対応できる資金分配団体を選考して、緊急的に助成支援ができる体制を整備します。資金分配団体の第1次審査で実施可能な組織体制等と適確に業務を実施できる組織体制の基本要件に、緊急支援、復旧支援に係る実行組織が緊急出動できる体制や能力面も加えてあらかじめ審査を実施し、緊急ニーズに備えるというものになります。資金は災害発生後に緊急出動できるよう、災害準備金という形で備え置くことを検討しております。各年度、資金分配団体を3団体選考し、各団体を通じて、5実行団体を目標に事前に進行して、こ

これらの実行団体が緊急出動できる予備体制をつくりたいというものです。年間の所要規模としては3億円規模、これが必要になるかと思えます。

また、分配されずに残った資金につきましては、毎年繰越金として、いわゆる災害準備金の中でプールして、将来の超大型災害にも備えたいと考えております。

今後の趨勢ですけれども、予算額の増額等が必要な場合は、政府とも相談してまいりたいと思えます。

次に、基盤強化支援プログラム、これは組織基盤の強化に向けた研修を含む伴走支援、これも個々の資金分配団体等の状況等によりまして、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ実施してまいります。2020年度から展開する予定であります。

ICT活用の方法を含む事務処理の効率化や経営やマーケティング活動、広報関係の支援など、企業人のプロボノも活用して実行してまいります。

次に、本スキームの成功、これは実行能力の高い資金分配団体の選考が鍵を握ります。3月までは優先すべき社会課題の特定、また、公募システムなどの準備期間とし、4月から5月末まで資金分配団体を公募します。全国での説明会も実施いたします。

6月に実施可能な組織体制等の基本要件について書類審査をし、必要に応じてヒアリングも実施する。これが第1次審査となります。

また、それを経た団体には包括的支援プログラムを提出してもらい、9月から10月にかけて第2次審査を実施します。外部メンバーも含む審査会議を開催します。審査会議では、面接も実施する。

そして、審査結果、実行可能性が高いと評価された団体については11月を目途に理事会に報告され、そこで決裁を受け、12月に第1号の助成案件を実施する予定であります。

また、審査会議で包括的支援プログラムの内容の強化が必要と認定された場合は、先ほどの伴走支援ではありませんが、ワークショップによる包括的な支援に係る企画案の補強、これも実施していきたいと思えます。そこで、当然組織内外の専門家による指導も含まれますが、本制度の狙いでもある社会的成果の増大、または持続可能性という点でも意義ある取り組みだと思えます。

本制度を持続的に支える環境整備、休眠預金からの資金を積極的に活用していきたい。企業を含むステークホルダーとのマッチング、また、本事業から得た知見に加えて、関連分野での調査研究や情報収集等によって蓄積される知見、知財の共有化の機能の整備も段階的に進めていきます。

また、ICT、クラウドサービスの積極的な活用によって効率化を図っていきたい。当財団資金分配団体、現場の実行団体との間での情報の流れ、または管理プロセスの効率化、これは必須であります。公益活動の現場の負担感を軽減し、効率的な情報共有、評価、モニタリングのプロセスを構築してまいります。

経団連・会員企業を中心に、人材資金等のマッチング支援もこのデータベースを活用して行えるものと思えます。

資金分配団体や実行団体のみならず、企業、アカデミア、行政などさまざまなセクターとのステークホルダー・エンゲージメント、これも実行していきます。その施策の一つとして、理事会のもとに専門家会議を設置いたします。社会課題の現場に根差した活動を進めるために、財団運営の基本的事項や事業計画等に関して、定期的に社会課題の現場の声や有識者からの意見等を伺う機会を設定します。

また、企業人の持つ専門性、プロボノによる支援、協力、これも有効であります。

また、当財団は経団連の積極的な協力で支えられておりますが、連合、同友会、商工会議所等の支援も得ておりますので、この立場を生かして必要な人材の確保を図ってまいりたいと思います。

次のJANPIAの組織体制、ここに記載のとおりでございます。専門家会議とコンプライアンス委員会は理事会のもとに設置しております。そして、要員の体制ですが、出向ベースの企業出身者のみならず、金融業界、行政、労働界、NPO、NGOなどの出身、さまざまな人材の多様性を重視した組織構成としております。

繰り返しですが、企業人による専門性を生かしたプロボノ支援、これも有効であり、相当数確保できる見通しが立っております。指定後には、常勤職員を中心に人的リソースのさらなる拡充を図ってまいります。

所要資金、2019年度で年間34億3000万、準備行為実施に係る費用として、2018年度、四半期に2億4500万を予定しております。

最後のページ、「おわりに」というところで、繰り返しになりますが、私どもの財団の特徴をここに記載しております。1つは、多様なセクターから構成される組織、オールジャパン体制で支えていく基本理念に合致しているものと思います。それと、強固なガバナンス体制を実現しているということ。

以上であります。あとは若干読んでいただければと思います。ありがとうございました。
○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、これより委員及び専門委員による質疑応答を開始いたします。御意見、御質問等がございましたら、御発言ください。

北地委員、お願いします。

○北地委員 ありがとうございます。

この休眠預金活用とSDGsの関連性について16ページに述べられておりますが、SDGsそのものと休眠預金の関係には、もちろん違う部分もございますけれども、連携とおっしゃっているのは、この共通する部分について特に共助、自助の部分についてレバレッジがかけられるから、このSDGsのところとその重なるところを強調なさっていると理解してよろしいでしょうか。

○二宮理事長 そのとおりでございます。

先ほど申し上げましたが、例えば生物多様性とか気候変動とか人権といいましても、これはおのおのいろいろな活動をしているわけですが、それがSDGsで記載されている

いろいろな項目にも関係してくる。ですから、単体で考えるのではなくて、SDGsの文脈で考えることによってより行動しやすい、理解しやすいということがあろうかと思っております。もちろん違う点、これはあるかとは思いますが、そういう相乗効果みたいなものが発揮できればという意味でございます。

○小宮山会長 他にいかがでしょうか。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 それでは、その続きのところの質問からさせていただきたいと思うのですが、既にヒアリングを始めていらっしゃるのが数字では示されているのですが、10月からヒアリングをしてというところが出ておりますが、そういった点から見て、日本独自の日本版SDGsというのは、どういった特徴が出てくるのでしょうか。それがまず1点目です。

○鈴木事務局次長 先ほどの資料の最後のページの中で、SDGsとの関係性について事例を紹介しております。ここでは子供の貧困問題を事例として取り上げております。私どもはNPO、それから、日本NPOセンター等、現場で社会課題に従事している方々にヒアリングした結果、見えてきた優先課題の一つが子供の貧困問題というところが挙がりました。これについては世界共通かもしれませんが、日本では先進国の中で非常に深刻な課題の一つとして子供の貧困問題を捉えるべきだという声が結構強くて、私自身、それから、関係者にヒアリングする中で、その問題はかなり深刻に受けとめております。ですから、今後3月までに社会的課題の中の優先課題を特定する中で、一つは子供の貧困問題が優先課題として候補に挙げられるのではないかという点です。

それをSDGsとの関係性で示しますと、資料に掲載しているとおり、要は、例えばSDGsの1.2ですと、各国定義に基づく貧困の割合を半減するというのが2030年の目標として掲げられております。ですから、私どもは子供の貧困率ですね。例えば、今、7人に1人とかあるいはシングル世帯の場合には2世帯に1人という貧困の割合を半減するというのが、一つのSDGsの関係のターゲットになるのではないかと思います。

SDGsの関係では、SDGsが先にありきというよりも、今、いろいろとヒアリングしている中で見えてくる社会課題の中でいろいろな優先課題を特定するところで、SDGsとの関係性を整理して、SDGsの中でどのように刺さってくるかということを決めていければと考えております。

○小宮山会長 どうぞ。

○服部委員 ありがとうございます。

そういったことが先ほどの5つの助成プログラムの中にどう展開されていくのかなというのが一つわからなかったので補足させていただきたいのと、あわせてもう一点だけですが、草の根の活動支援プログラムがありますけれども、資金分配団体20団体という目標を決めていらっしゃるって、ここは確認ですが、1、資金分配団体、2、民間公益活動団体が10団体という掛け算でよろしいのかどうかということの確認です。

以上です。

○鈴木事務局次長 1つ目は、草の根活動支援プログラムなのですが、これも現場のNPOの方々、NPOセンターの関係者等にヒアリング、対話を重ねる中で、地域で非常に地味ながら草の根的に活動しているの方々、これを支援する必要性、重要性というのは強く認識してきました。そういう中でプログラムのポートフォリオを組む中で、草の根的に活動しているの方々への支援というのは、リスクは高くないけれども継続的に活動していく、それから、この休眠預金制度に基づく資金を投入することによって持続可能性とか、あるいは質の面、量の面で改善が期待される場所はきちんとやっていくことが必要ではないかと、このように強く感じました。そういう意味で、この草の根活動支援プログラム、ポートフォリオの中の一つの領域として設定した次第です。

団体の数ですけれども、資金分配団体10団体で、それが実行団体10団体を選ぶということで、1年間トータルで200の助成規模のポートフォリオができる、パイプラインができると認識しております。

○小宮山会長 どうぞ。

○服部委員 こだわって申し訳ないのですが、SDGsというのは明快なゴール設定とか数値目標があったりするのですよね。そういう理解をしておりますが、そこと今回の休眠預金の評価におけるゴールは一致するのですか。どのように整理されているのでしょうか。

○鈴木事務局次長 一致するものと一致しないものがあると思うのです。例えば先ほどの子供の貧困問題を例にとりますと、一番最後のページに出ていますけれども、これですね。子供の貧困問題の解決ということに対して、一つの具体的なソーシャルインパクトゴールとして、私たちは例えば2030年と長期的に国内の子供の貧困率を半減する、これに貢献していこうという大きな長期的なインパクトゴールが設定できると思います。これがまさにSDGs1.2の各国定義による貧困の割合の半減、ここにつながるわけなのです。

ただ、この子供の貧困問題の解決に当たっては、さまざまな要素が絡みます。これは休眠預金制度に基づく取り組みだけではもちろん不十分なことは我々もわかっています。したがって、子供の貧困問題の背景、それから、その要因となるもの、発生する問題、そういうものを整理して、例えばロジックモデルを使って構造的に事業を整理して、その流れでどのような成果を上げていくかというところで、ここにありますとおりいろいろな領域でもSDGsと関連するところがございます。ですから、それぞれのSDGsの関連したところでリンクさせるということも一つあると思います。

ただ、大事な点は長期にこの問題を解決すること、それがSDGsの流れに乗っているということで、我々としてはいろいろなセクターですね。例えば政府も内閣府の中でSDGs指針の8領域の中の一つとして子供の貧困問題解決というものを取り上げています。ですから、企業とか他のセクター、それから、政府とも連携して、この問題解決に向けての日本での大きな流れを作っていければなど、コレクティブインパクトを狙ってそのような形になっていけばという感じです。

ただ、全ての領域がSDGsとももちろんつながるわけではないと思います。

○服部委員 ありがとうございます。

○二宮理事長 そして、先ほど御説明した部分でもあるのですけれども、優先的に解決すべき社会課題の設定においては、専門家会議委員や有識者の方、また、現場の実行団体等からの意見やニーズ、これを考慮しながら決定していきたいということですので、十分な論議をして決めていくとしたいと思います。

○小宮山会長 程委員、お願いします。

○程委員 ガバナンスのページが12ページにありましたけれども、今回こういった形で組織を作ってやる中で、人材の多様性、ジェンダーバランス等々と書いてあるのですけれども、SDGsと結びつけるというところはよくわかったのですが、私も属していますが、経済団体が非常に強いということで、例えば理事が今3名いらっしゃいますけれども、企業、行政、労働、専門家の委員会だとか審議会、評議会、いろいろとあると思うのですが、その辺はどのように多様性を組み込んだかというのをもう少し具体的にお話したいなど。

例えば理事会を見ますと男性がとても多いです、どちらかという私と同じような大企業とか行政とかの方が多いためですけれども、その辺はまた補完する必要があると思うのですが、どのようにその変化工夫されたか、もう少し詳しく教えていただけると助かるのですが。

○二宮理事長 まず、理事会においてはとにかく迅速に対応していこうということが一つにはございました。それで3名体制と。その中から確かに多様性がなかなか見られないという部分もあるのかもしれませんが、その分、評議員会においては大変さまざまな御出身の方、また、女性の方にもお入りいただいておりますし、我々はそれだけではなくて、専門家委員とか、さまざまな形で外部の方の御意見を伺うことを非常に重く見ております。ですから、そういった中で決して偏らない形の情報の収集、また、判断に努めてまいりたいと思っております。

○小宮山会長 どうぞ。

○程委員 もう一つSDGs絡みなのですけれども、そうは言いながら、5つの領域にある程度限定して毎年同じような額を出している。これは中間のところで見直すような可能性はありますか。

○二宮理事長 中間が2021年になろうかと思っておりますので、その時点で検証していくこととなります。

○程委員 見直さないといけないことはどんな可能性はありますか。

○二宮理事長 すべからず全て順調にその先に向けて進んでいっているということが今の思いではありますが、実際にどういう困難性が起きるのか、また、環境の変化がどのように影響していくのかということ等もあわせますと、なかなか想定はできないところなのですが、今々においては我々が計画したことがしっかりと成果としてまた評価されるような形になるように推進してまいります。

○程委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、小河専門委員が早かったかな。

○小河専門委員 小河です。よろしくお願いします。

今のお話を伺いまして、私も子供の貧困のことに関わっておりまして、ターゲットの例も見せていただくのですが、例えば子供の貧困率を半分に削減しようとする、今回のこのようなロジックモデルをいただいているのはとても心強い一方で、当然恒常的な役割とか、行政がすべき役割なしにこれだけ大変な課題を解決していくのは難しいのかなという認識を持っています。

今回、災害支援というのも大変ユニークというか、こういうところまで手を伸ばされるというのは非常にありがたいというか、大きなところがありますが、それも公的な部分のところ、それから、既に今までも災害支援で、例えばさまざまところが支援をしていらっしゃる部分も民間でもあるかと思えます。そういうところの役割分担とか、そういうものをどうお考えなのかというのがまず1点目の質問です。

2点目なのですが、今回、経済界、経団連の方が中心になっていらっしゃる。これも非常に心強いところであって、一方で労働界でも連合の方も関わっていらっしゃる。今、経団連のほうの関わりについてはここに書いてあるのですが、連合とか労働界のほうは例えばどのような関与をお考えであるのかというのが2点目です。

最後に3点目ですが、最終的に助成をしていくための団体を選んでいくときの審査というところになってくるかと思えますけれども、この審査選考に当たっての選考委員の方々、あるいは選考委員会の持ち方、そういったもののお考えも教えていただければと思います。

○鈴木事務局次長 子供の貧困問題はおっしゃるとおり、先ほど私も述べましたとおり、我々だけでできるところは制約がありますし、制限があります。限界もあります。それは重々わかっています。公的な面と企業の役割とか、ポイントは、国民運動的に大きな運動にしていきたい。だから、例えば内閣府も子供の貧困をSDGsの中の大きな柱として挙げているわけなので、内閣府、政府との連携を働きかけるとか、あるいは、労働分野ですね。

先ほど労働の関わり方の御質問がありましたけれども、それに関連しましても、例えば労働関係、シングルマザーの働くチャンスですね。あるいは就業訓練とか働き続けやすさですね。そういうところで、企業側に労働側と一緒に働き方改革の中でそういう要素も入れ込んでいただくということを是非プロモートできればと思っています。

労働側は1人、事務局に出向ベースで来てもらえることになっています。その方を一つのチャンネルにもできます。そのように思っております。

災害関係はおっしゃるとおりです。私もジャパン・プラットフォームに関わっていましたが、まだまだ民間ベースの災害支援、特に草の根的に社会的弱者が必要とする支援、サポートは、NPOが現場で働く機会あるいは支援に貢献できる余地は非常に大きいと思います。そのようなNPOの育成も一つの大きな課題かなと思っています。

災害支援はもちろん公的な面が強い柱となりますけれども、これは先ほどの貧困問題と同じで、国民運動的に企業、NPO、もちろん大学等も交えて、皆で協働してやっていくこと、連携してやっていくことが重要だと思っております。

○小宮山会長 よろしいですか。

○小河専門委員 審査委員の選考については。

○鈴木事務局次長 審査委員は、選考委員会を設けます。その中には外部の専門家にも入っていただくところです。

まだどういう方にするのか、具体的には決定しておりません。もちろん利益相反に十分配慮して、そういう問題が起きないように中立的な方で、かつ専門的な知見を持っている方に入っていただきたいと考えております。

○二宮理事長 今、企業におきましても、1社では何も新しい価値を生み出し切れない。オープンイノベーションが当たり前の時代になりました。ですから、私どももさまざまなステークホルダーとの連携と協働によって新しい価値を生み出す、イノベーションを生み出すということを考えています。

繰り返しになりますが、私どもの名前に「連携」を入れたのも、そういう思いを込めております。

○小宮山会長 牧野委員、どうぞ。

○牧野委員 お聞きしたいのは緊急災害支援の関係です。いわゆる復旧支援というのならばまだわかるのですが、災害が起こった後、それをどう復旧させるのかというところで、いろいろ草の根的な部分から支援していくのはわかるのですが、緊急時に起こった災害を支援するのは、下に書いてあるような分配団体を指定して、そこにというやり方が本当になじむのかどうかという気が正直するのです。

一刻を争うような緊急支援的なプログラムは、もう少し別のスキームで考えていかないと。実際に現場を預かっている身としては結局トップのホットラインがそういった緊急支援においては非常に重要だとわかっているだけに、なかなかこういったスキームには緊急時の対応はなじみにくいのではないかという印象を持つというのが一つであります。そのあたりのお考えがあれば教えていただきたい。むしろ復旧支援を中心にやっていくのだというのならば、私自身は理解しやすいというのが正直なところです。

もう一つは草の根のところ、まさにこの最初の誰一人取り残さないという理念は大変素晴らしいし、それだけ強力なパワーを経団連さんを中心につくられた機構であれば持てると思うのですが、全国的な網羅性という観点から考えたときに、他の商工会議所さんなり経済同友会さんなりと比べたときに、地域との関わりをどれだけ持っていけるのかというあたりについてはどういうお考えを持っていられるのか。その2つについてお聞かせいただければと思います。

○小宮山会長 最初の緊急支援からお願いします。

○鈴木事務局次長 おっしゃる点は、私もジャパン・プラットフォームに関わった経験を

踏まえるとよく理解できます。したがいまして、スピード感とか、あるいはそういう点を考えると、復旧支援のほうが確かに現実味のあるプラクティカルな実効性のある領域だと思っています。

そうは言うものの、できる限りタイムリーに緊急災害が起きたときにすぐに出動できるような、そういう実行能力のあるNPOの育成も含めて、この体制整備は今後とも継続的にやっていきたいという思いを込めて、ここに入れさせていただきました。

地域、地方ですね。おっしゃるとおり、ここが少し課題なのです。どうしても地域、地方はなかなか接点が限られていて、その現場、実情が見えにくいところがあります。したがいまして、これからもし指定を受けた場合、資金分配団体を選考するに当たっては、特に地方を中心に選考のための公募説明会をやる。それから、商工会議所のネットワークを使う。あるいは他のJCとか、いろいろな可能性のあるところ、あとはNPOセンターとか、そういう中間組織の関係で御紹介いただいてコンタクトを増やしていくということに努めていきたいと思っています。

○二宮理事長 地域につきましては、経団連も地域の経済団体、もちろん会員でございますし、評議員の中には同友会、また、商工会議所からも出ていただいております。この我々の取り組みについては全面的に賛同いただいているところですので、そういった我々の体制の中でできること、これはもうしっかりやってまいりたいと思います。そういう形で地域のそういったものをしっかりと拾っていきたいと思います。

○小宮山会長 五島委員、お願いします。

○五島委員 プレゼンテーションありがとうございます。

2点ありまして、一つは利益相反防止の観点から、役職員は当然として、連携していくとなると外部の団体ですとか、そういった外部組織との連携も出てくるのですが、そのあたりの利益相反防止について、どのように実効性を高めていくのか。

もう一つは、資金分配団体に対して資金を分配した後にその事業活動内容がどうなっているのかというのを国民に知らせるという意味では広報の活動が大事だと思いますが、そのあたりはどのようにお考えか教えてください。

○柴田専務理事（事務局長） まず、利益相反のほうからお答え申し上げますけれども、規程でこういうところを用意しましたというところで説明申し上げたいと思いますが、倫理規程で、まず大きな方針、利益相反に気をつけろという話があって、それをもとに自己申告をするやり方、これを規程で決めました。この後ろのほうに設けております。

兼職するときは必ず事前に申し出てチェックを受けるということ。それから、途中でいろいろともしかしてこれは危ないかなというときにもチェックを受ける。それ以外にも、いろいろ相手との関係で物をもらうとか、あるいは一緒に旅行をするとか、こういうものはだめだとしているのですけれども、そういうことをやる場合には事前に申し出をし、許可を受けろという形にしております。これは役員だけではなくて職員にも同じようなコントロールをしているということでございます。

○鈴木事務局次長 広報の御質問なのですけれども、提出しましたこちらの厚いほうの資料の38ページ、パワーポイントの8の業務実施計画です。

○小宮山会長 最初にお願ひしたと思うのですけれども、この通し番号の下のページで言っただけですでしょうか。

○鈴木事務局次長 通し番号は242ページです。ここにありますとおり、我々はまずプロセス面、成果、これらについてはわかりやすい形でステークホルダー、国民の方々に伝えたい、重視したいと考えています。この活動の結果、社会課題に対する気づきとか関心、共感を得て、民間公益活動の次の参加につながっていけばと思っています。

次に、もう少し詳しい内容ですけれども、243ページ目です。基本的には一つはアニュアルレポートですね。私たちが年度で活動した結果をわかりやすく示す媒体としてのアニュアルレポート、それから、適時適切にインターネット、マスコミ等で配信するという事です。プログラムの進行、プログレス、進捗状況については、これもホームページ等で発信したいと思っています。現場の資金が活用されている現場でどのような形で成果が出るか、その内容ですね。これを写真等も使ってきちんと発信したいと思っています。

さらに、ここから得た知見はきちんと構造的に整理して分析して、その中から出てくるいろいろな知見を、シンポジウム等を開いて、いろいろな関係者、専門家の方々に共有して、是非日本における民間公益活動の底上げに貢献できればと考えております。

○五島委員 資金分配団体にどのように資金が流れて、どういった活用がされて、どういう成果があらわれたというのは、こちらのほうでも報告されるということによろしいですね。

○柴田専務理事（事務局長） はい。

○五島委員 わかりました。

○小宮山会長 萩原委員、お願いします。

○萩原委員 御説明ありがとうございました。

私のほうからは3点ございます。1点目なのですけれども、先ほどの多様性というところから言いますと、多様性がないかなという感じを受けてしまいました。お答えの中でこれから専門家であるとか外部の方たちを入れていくというお話でしたが、先ほどの選考委員の選定のところでは、まだ具体的にはというお話があったのですが、こちらの機構のほうの運営体制の多様性というところもこれから外部の専門家たちに当たりをつけていくという考え方でよろしいのかということが1点目です。

2点目は、SDGsということを中心に前面にお出しになっておられますので、これは課題の解決、課題がかなり明確になっているところで、その解決に向けてどうするか。そうなると、先ほどおっしゃったように、新しい価値を生み出していく、結果としてそれが課題として拝見されるという活動に対する支援が非常に重要だということも審議会等ではあったのですが、そういった活動に対してどのように評価していくのかをお伺ひしたい。

3点目、最後です。一番重要な仕事であります資金分配団体ですね。資金分配団体の選

考で、実行能力の高いところを選んでいくのだというところ、それから、申請書に将来的には休眠預金からの資金に依存しない仕組みが組み込まれるようなところを選んでいくのだということをおっしゃっておりますので、このあたりは具体的にどのような選考をしていきたいと思われているのか。特に後者については、この休眠預金そのものの核として依存しないようなということがありましたので、そのあたり、もし所感がございましたらお聞かせいただければと思います。

以上3点です。

○柴田専務理事（事務局長） まず多様性からもう少し補足して説明申し上げたいと思いますが、専門家会議というものを私どもは設けました。現場でいろいろと御苦労なさって、いろいろと経験がおありの方にお知恵を借りるとというのが専門家会議でございますけれども、専門家会議の委員の名簿というのが通し番号で言いますと793ページにあります。こういうところでもできるだけ女性の委員、あるいはいろいろな方面からの現場での意見というものを伺えるようにしてございます。

職員につきましても、これは今日のプレゼン資料の30ページをご覧いただきたいと思いますが、私を除いて、事務局長を除いて、今、23名の体制でお示しをしてございますが、その中には女性の方も8名採用する予定だということがまず一つと、分野的にも、特に事業部のところにつきましては、NPOとかあるいはコンサル、そういう経験者を選ぶという形で、少しでもいろいろな意見、考え方が反映できるように工夫しているつもりでございます。

○鈴木事務局次長 2点目のSDGsに関連して、新しい価値を生み出す、それをどう評価していくかという御質問だと思ったのですが、そういう点も考慮しまして、企画のポートフォリオを組む中で、1点目は新しい企画、2点目はソーシャルビジネス、このような切り口で新しいアプローチを是非作ってもらえればなど、こういう願いですね。

評価に当たりましては、新しい切り口でソーシャルインパクト、ここをその点では重視していきたいと思っています。もちろん草の根活動については、いきなりソーシャルインパクトの評価といっても、現実的にはリソースの制約などがいろいろあるので、そこは難しいと思います。したがって、ソーシャルインパクトの評価につきましては、評価という評価指針をつくる中でさまざまなメニューを用意して、組織、それから、分野の特徴などを考慮した形で、どのような団体でもわかりやすく取り組みができるような形で伴走支援できればと思っております。

資金分配団体のこの資金に依存しない仕組みということなのですが、一つは、資金については多様性があるということと、その多様な資金を考えて戦略的に企画できる専門家の人材育成が非常に重要だと思っております。したがって、今後資金を助成する中で伴走支援、非資金的な支援の中で、基盤強化の中の人材育成という点を支援できればと思っております。

多様な資金源として、例えば企業の助成もありますし、クラウドファンディングもあり

ますし、あるいは金融機関からの資金の融資もあるかもしれません。いろいろな多様な資金源の機会に関する情報を我々自身も調査して、提供できるようにしていきたいと思っております。

○小宮山会長 宮本委員、お願いします。

○宮本委員 3点ほど伺いたいのですが、まず今御説明がありましたところの評価に関して、草の根の活動支援に関しては地域の非常に小さいスケールの団体等があることから、革新性であるとかソーシャルボンドということではない評価基準であるということまで、ある意味で言い切っておられる。これは準備の段階では基本的にこの休眠預金の事業に関して事業評価が非常に重要であったわけで、いろいろな議論がありましたが、草の根活動は基準が違うということなのですけれども、何で評価するのか。そのあたりのところはいかがでしょうかということをお伺いしたいというのが第1点です。

2点目は、この休眠預金活用の一つの重要な役割というのが、優先すべき課題と申しますか、そういうものを掘り起こしながら構造化していくと申しますか、そういう役割を果たすということもあったわけで、何らかの方法で何が優先すべき課題であるのか、それに重点的に取り組むという視点が必要ではないかという感じがするのですけれども、そのあたりのところは設定されているのか。もしそうであるとした場合に、どのようにして優先的課題をこれから決めていくのか。そのプロセスをお伺いしたいというのが2番目です。

立て続けで済みませんが、3つ目のお話なのですが、こういう活動の分野の報酬の問題なのですが、御存じのとおり、現場の特に草の根活動のレベルの団体の多くは、人件費が非常に安い中で最もやりにくい課題に取り組んでいる状況にありまして、そこをどうやって改善していくのかというのは大きな課題なのですけれども、今回、指定活用団体として報酬体系が出ております。もちろんこの報酬体系の水準は、特に今回経済界でおられますので、大体それと横にらみをして基準を決めておられると思うのですけれども、そのレベルと現場団体のレベルが非常に違うという問題があります。このあたりのところをどのように認識されているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○小宮山会長 3点、お願いします。

○鈴木事務局次長 草の根活動の支援プログラムの評価につきましては、活動そのものの評価。評価はゴール設定から始まるわけなので、そのゴールの目標が達成できたかどうか、それを評価することは非常に重要だと強く認識しております。ただ、小さな組織にいきなりソーシャルインパクトゴール設定とそれに基づくソーシャルインパクト評価といっても現実味がないので、例えばソーシャルインパクト志向を持ってもらって、少なくともプログラムをやったからにはアウトプットの評価、これは既にある程度されていますので、アウトプットを評価して、その成果は短期的にはどうだったかというアウトカムまでは評価いただければと思っています。

インパクトについては時間がかかりますので、基本は自己評価です。各主体となる団体

が自己評価します。私たちはソーシャルインパクトの評価については、我々自身が評価していかなければならないのではないかと考えております。これから準備行為実施計画の中で、その評価の仕組みなどで、いろいろな組織とか分野に合ったようなメニュープランを用意していきたいと考えています。そのために現在専門家の方々と意見交換、情報の収集等をしております。

2点目の優先課題なのですけれども、これは既にどういう領域があって、どのようなところに優先すべきかをスタディーしているのですけれども、なかなか難しい問題です。我々は準備行為実施計画の中で3つの分野における優先課題を特定するというプロセスを組んでおります。ただ、それを3月までにやるためには時間的な制約があるので、既に準備行為実施計画の中の前倒しで準備を始めています。

その中で大事な点は、現場に寄り添った活動にするために現場の方々の意見を伺っていますけれども、なかなか特定するのは難しいと考えております。今、ジャストアイデアですけれども、この3つの分野に関して、特定の分野を特定の社会課題を決め打ちでやるのではなくて、いろいろな課題がある中で、3つの分野の中でカテゴライズして決めて、その中で具体的な社会課題、優先課題を例示して、実際にその内容に基づいて公募をかけていくのが現実的かなと少し考え始めています。

○柴田専務理事（事務局長） 私の答えがもし御質問と外れていたら御指導いただきたいと思いますが、私どもの給与水準は、2つ考えました。やはりNPOの皆さんは非常に低い給与の中で頑張っておられますから、そういうところで我々があまり高い給与水準にするのはいかがかという考えが一方ありました。

もう一方は、人の確保ということを考えますと、給与水準をどうするかと考えたときに、私どもはこれから仕事をしていく上で、プログラムオフィサーみたいな機能を持った方にこれから頑張ってもらわないと、この仕組みはうまく回っていかないのではないかと。ところが、そういう方はまだ今たくさんいらっしゃるわけではない。やっている財団もそんなにない、わずかだと。やっているところは一生懸命やっておられますけれども。

そういう中で、そういう方々というのはある程度処遇をしていかないと、なかなか難しいかなと。その辺を両にらみで、今の水準は事務局長が1000万ということで、次長950万、部長900万、このような水準を考えています。

実は私どもの評議員会の中でもこの給与の水準については議論がありましたけれども、人の確保ということで大丈夫なのかということ随分言われました。そういうこともありますので、高からず、そして、人もそこそこ来ていただくような水準というもので決めたと私どもは考えております。

○小宮山会長 どうぞ。

○宮本委員 今の件で、人の確保という、そのこと自体は理解できます。問題は草の根の現場の団体も人の確保で非常に悩んでいる。こういう実態があります。その点で、この休眠預金活用の事業の中で、草の根のレベルの給与水準を少し引き上げるような余地がない

かということ、そのあたりを指定活用団体あたりが念頭に置かれているかどうかを伺いたかったということです。

○柴田専務理事（事務局長） 落としまして、申し訳ありません。

今、業務実施規程の案を作っております。案ですから、これは最終的には内閣府の認可をもらわないとオーケーにはなりませんけれども、私どもの案は人件費とか設備、備品費とか、フルコストをカバーするのだというお話が審議会でもありましたが、そこは頭がありました。

一方で、管理的経費は総額の15%を上限とするというような想定で考えておりました。しかし、この申請を出したときにはその考えでやろうかということで想定していたのですが、その後、いろいろお話を伺っていますと15%だとなかなか賄えないのではないかと、あるいは人の確保も難しいのではないかとというお話もございましたので、その点は、人件費についてはもう少し別の考え方で見られるようにできないかということで、15%というのはもう少しよく考えればよかったなど、正直言って反省をしております。少し人件費をある程度カバーできるにはどうすればいいかを考えて、最終的にはやっていくということにしたいと今は思っています。

○小宮山会長 白井専門委員、お願いします。

○白井専門委員 ありがとうございます。

3点御質問をさせていただければと思います。1点目、御説明の中で、ガバナンス・コンプライアンス事業の構成の自信ということをおっしゃいました。もう一つ挑戦することの重要性ということもおっしゃいました。審議会の中でその両立というのが、もちろん不可能ではないけれども、簡単ではないよねということがかなり議論になったのですけれども、今、お話の中に出てきた、例えばジャパン・プラットフォームについてもガバナンスの課題がかなり指摘をされているという中でも、この両立についてどのようなお考えかというのをもう少しお聞かせ願えればと思います。

2点目ですが、資金分配の全体の助成スキームということで、5つのプログラムを挙げられているのですけれども、私ども、現場で活動する団体として、この5つの種類というのは、割と今までもいろいろな企業さんだったりとか財団さん、団体さんだったりとかのお世話になりながら、こういうプログラムの助成を私どもも受けてきたというような感覚がございます。これをあえて休眠預金でやることの意義、意味、あるいはバックに経済団体さんがいらしてということの意味をどう捉えていらっしゃるのかということをお聞かせ願えればと思います。

3点目、現場の団体から休眠預金に対して、かなり期待もあるのですが、逆に懸念として挙げられているのが、いわゆる伴走支援のはずが、上からの指導でもって逆に現場の支援を阻害するような要因になってしまう可能性があるのではないかと。そうならないように工夫として、あるいはシステムとしてお考えになっていることがあればお聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

○小宮山会長 時間があと30分弱になってきておりますので、端的に御回答をいただければと思います。

○二宮理事長 わかりました。

今のガバナンスのところですか。組織というのは、民間企業であろうか何であろうか、持続可能でなければならない。そのためには、ガバナンス・コンプライアンスということが外せないわけです。我々も民間企業としていろいろなことがありました。ガバナンス体制を問われたことも、コンプライアンス体制を問われたこともありましたけれども、私はその経験の中で、今、しっかり構築できていると思っています。それは組織のあり方を、挑戦をしながらもしっかり守るべきは守るという、そういうマネジメントのあり方はあると思っています。ですから、私は今回この財団の理事長になるに当たっては、その経験をしっかり生かしてまいりたいと思っています。

○小宮山会長 3つあったはずですが、5つのスキームの話は。

○鈴木事務局次長 5つのスキームは、この休眠預金の基本方針の中では、とにかく実効性を高めて成果を上げるということと、国民、関係者に広く成果を分配するという狙いと、新しいことにもチャレンジするという点があります。それらを総括的にバランスよくやる場合、5つのプログラムに分けてポートフォリオを組むのが実際的かなと判断した次第です。それによって価値が生まれてくるのではないかと思います。

3つ目の、上から目線にならないようにということですね。おっしゃるとおりです。その点については現場の方々と対話を重ねる中で我々も確認しております。我々の理念はパートナーシップ、連携ですね。それを我々の価値基準として大事にしたいと思っていますので、できるだけ現場に寄り添った活動にしていきたいと思っています。

○小宮山会長 工藤専門委員、どうぞ。

○工藤専門委員 工藤です。よろしくお願いします。

3つあるのですが、1つ目は休眠預金の性質上、公的制度の狭間、もしくは公的支援の不具合に挑んでいくという性質があると思いますけれども、これまでの公的な支援でない形でどのようなことにチャレンジをされたいか。

2つ目に、資料をいただいた27ページで、経団連・会員企業等のCSR活動との連携というのは素晴らしいと思ったのですが、突如、企業人のセカンドキャリア・ライフ開発支援というものが入ってきまして、これがそもそも何なのかがわからなかったということが2つ目です。

3つ目に、先ほど会長がおっしゃったように経団連さんとかのバックアップはすごく大きくて、素晴らしい組織だと思ったのですが、仮にこの休眠預金に採択されなくても、この団体としての活動は継続意向があるのかどうかお聞かせ願いたいと思っています。よろしくお願いします。

○鈴木事務局次長 公的支援の狭間というところで一つ悩ましいのは、ソーシャルビジネスのプログラムのところですね。これは例えばソーシャルインパクトボンドの手法を使っ

て、既に行政がやっているところについてこの資金を投入して、その行政のかわりになって成果を上げて一つのビジネスモデルをつくるというところについては、十分注意してやらなくてはいけないなど。ただ、ソーシャルインパクトボンドの手法自身は価値があると思いますので、行政がまだやられていないところについて、その手法で新しい分野が開拓できればと思っております。

企業人のセカンドライフですね。今、セカンドライフ、ライフシフトとか、いろいろ言われています。政府も人生100年時代と言っている中で、企業人も60が定年、65の雇用延長の後、どのように社会に貢献できるかということについての関心が高まっていることと、国全体から見ても長く健康を維持して健康寿命を延ばしてもらって、あわせて社会に企業の中で培われた知見を生かしてもらえれば、これは非常に願ってもないことなので、そういう企業人のセカンドライフキャリアの、我々は例えばプロボノの受け皿とか、そういうことを考えてチャンスになればという思いで書きました。

○二宮理事長 経団連のところですけども、もし指定を受けなかったらこの組織はどうするかということだと思いますが、これはもう立ち上げのときから経団連・会員企業の全面的な支援とバックアップ、資金的なものも得ながらやってきておることです。目的は当然指定を受けて先進的なモデルをつくろうということですから、もし指定を受けなかった場合というのは、改めてまた皆さんの意見を確認しなければいけないことだと思います。

ただ、この財団自体がどうなるかということとは別にして、あらゆるステークホルダーが本当に連携をして、衆知を集めて対応すべきこの大きな課題ですから、経済界のやることは受けようが受けまいが変わらないと私は思っています。

○小宮山会長 北地委員、どうぞ。

○北地委員 数字のことで3点ございます。中期計画のことで分配団体への会計監査、災害準備金です。

1つ目の中期計画ですけども、A3の313ページにコストの集計がございまして。数字は別に見ていただかなくても結構なのですが、これと助成金との関係は明らかにひもづいていくわけではないのですが、先ほどの草の根の活動のこととか、この中期計画でのコストの面は出ているんですけども、助成金とのコストパフォーマンスを優先されているのかどうかはお聞きしたい点です。

といいますのは、ICTを活用して常にフィードバックコントロールで見えていかれるということなので、非常に数値を重視したものかと最初に思っておりました。しかし、今、お聞きしていたのでは、草の根の支援というような知見を集積しなければいけないようなところというのは、必ずしもコスト重視ではできませんし、ソーシャルインパクトボンドのような革新的なものは、実証事業と書かれていますけれども、恐らく投資家が成立するようなことにチャレンジされていくのだらうと思います。ということで、この中期計画というのは、自ら肥大化することをとめるための費用を宣言したものであって、コストパフォーマンスを上げていくためだけのものではないですねということがまず1点目です。

2つ目は、分配団体への会計監査なのですが、分配団体は連携機構からのお金だけでなく、他のお金も受け取ってやっていると思うのですけれども、ここを分離して第三者が監査をするということに対して、少し疑問がございます。コストを誰が負担するのかということと、お金を分離してやるのであれば、それは連携機構がアウトカム評価をするなり、連携機構自身の監査のほうがいいのではないかとということが2つ目の疑問です。

最後の3つ目の災害の準備金なのですが、法の8条に預金保険機構の準備金というものは予定されているのですが、連携機構がこの災害のために準備金を残すということは、これは資金収支上、事業にまだ使っていないとみなすのでしょうか、それとも、使っているとみなすのでしょうか。

以上、3点、お金のことばかりですけれども。

○鈴木事務局次長 最初の1番目の御質問なのですけれども、おっしゃるとおりです。コストパフォーマンスを上げるということはまだ反映していません。

○柴田専務理事（事務局長） 2番目、3番目のお答えですが、まず2番目なのですけれども、私どもは業務実施規程の中で、我々が交付したお金については経理を分けてやってくださいというのがありますから、そこに着目して、私もあまり専門家ではないので恐縮ですが、できるのではないかと私は思っております。

もう一つは、災害のほうですが、準備金という名前にしていますけれども、経理規程上は緊急災害支援引当金という形で計上しようということです。そこにお金が来たら置いておいて、災害が起こって必要になったらそこから取り崩していくというような仕組みで経理処理はしたいと思っております。

○北地委員 第三者の監査が実施可能かどうかということは第三者と想定される方々と検討なさってください。そこだけ分離してできるかどうかということが、オーバーヘッドのコストなどもありますので、また、使ったことを証明するのに例えば交際費を何に使いましたかということまでなかなかやらないものですから。

それから、準備金は引当金ということなのですが、会計原則の注解18の要件を満たしていれば、実は突発の災害というのはなかなかやりにくいと思うのです。先ほど意見をいただきましたけれども、私は公のお金は結果の平等性で、民のお金はプロセスが透明であれば、まず緊急にお金を入れるところに入れていってもいいと思うのです。そうすると、なかなか引当金の要件でいけるかどうかは若干疑問がございます。私の個人的な意見です。

○柴田専務理事（事務局長） 今の2つの意見は、特に監査のほうは、内情を言いますと、つい先日これから監査をやっていく人たちが顔合わせをして、どのように物事を進めようかという議論を始めたばかりでございますので、ただいまの御指摘についても一緒に今後の議論の中で整理をしていきたいと思っております。

引当金も、今の御指摘を私どもの会計監査などをやる人たちとも相談したいと思っております。

○北地委員 引当金は会計なのですけれども、団体が受けなければならない監査は資金収

支でございますので、そこをどうなさるのかということでもあります。

○柴田専務理事（事務局長） いずれにしろ今後の話として、今後といっても先延ばしにするのではなく、できるだけ早く整理をしたいと思っております。

○小宮山会長 服部委員、どうぞ。

○服部委員 確認だけなのですけれども、準備期間の資金ですが、その根拠はどこに示されているのか。要するに、経団連さんのお金を今は使わせていただいて準備期間は進めていくということによろしいのかということところが一つ。

それから、理事長さんの関連する団体がたくさんおありだと思っておりますけれども、そことの利益相反にならないように、要するに、たくさんのお理事をされていると思いますが、そちらの団体は休眠預金とは関わりないということでは何かの決め事をされているのかどうか。

この2点の単純な確認プラス、今回の休眠預金というのは非常に革新的な社会実験だとずっと申し上げているわけですが、それに対する皆さんの具体的な、自分たちのやり方が革新的な部分があるといった工夫があるのかどうか。なぜそれを聞くのかというと、5つの助成プログラムはとてもいいと思ったのですが、先に枠を決めてしまっているところに柔軟性を感じないものですから、その伝統的なやり方でいいのかどうかといった点で何かの工夫を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○柴田専務理事（事務局長） まず1番目の準備費用の関係でございますけれども、318ページをご覧くださいますと、左側に準備行為はこんなのをやりますよと、それに対してこのぐらいお金がかかりますというので掲げさせていただいております。

○服部委員 ですから、そのページのずっと後ろまで行くと2億6000万になるではないですか。これは経団連さんに当面お出しいただいているという理解でよろしいのでしょうか。

○柴田専務理事（事務局長） 今、必要なお金はそういう形でやっております。

○二宮理事長 私、社外も幾つかもちろん役職をやっておるのですが、これは私どもの団体が指定を受けたこと、また、私が兼務しているところが、例えば資金分配団体に手を挙げるとか、そういった動きが出てこないとなかなか検証もしづらいついています。その問題意識は十分にありますので、間違いないような形で整理していきたいと思っております。

○服部委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 革新性をどのようにお考えになっているのですか。

○鈴木事務局次長 革新性については、プログラムそのものについては、新しい企画を資金分配団体とともに考えていくという点が一つあると思っております。

それから、我々の特徴は企業との関係性ですので、企業、企業人を引っ張り込んで、新しいコレクトインパクトとか、あるいは触媒型のフィランソロピーとか、そのような形の新しい取り組みができればと思っております。

○服部委員 そこに新しさを感じていらっしゃらないのは、恐らく経団連さん御自身では

ないかと思うのは、随分前からそれはなさってきたことではないかと思っていましたので、より一層の休眠預金に対する皆さん方との革新的な何かがあるのかなと思って補足の説明を伺っただけです。

○鈴木事務局次長 今後もそのような御意見を頭に置いて取り組んでいきます。

○小宮山会長 程委員、どうぞ。

○程委員 原点のほうに少し戻りたいと思うのですけれども、日本のソーシャルセクターは、いろいろ強みとか弱みとかあると思うのですが、皆さん今回組織を代表して来れているので、それぞれ1つだけでいいのですけれども、日本の今までのソーシャルセクターの一番の課題は何なのか。そうは言いながらいいこともたくさんあると思うのですけれども、伸ばしていくべき強み。一つ一つ、できれば皆さんお一人ずつからお伺いしたいのですけれども。

○二宮理事長 課題としては、教育、人材育成、ここのところが必要だと思っています。強いところは、組織としてのまとまりが強くなるということですね。これは日本の特徴でもあるかもしれませんが、それが強いのですけれども、一人一人の教育、人材育成というところはもっと必要なのではないかと。

○柴田専務理事（事務局長） 今、お話のあったのは、我々のことというよりはソーシャルセクター全体の話ですね。

○程委員 はい。

○柴田専務理事（事務局長） 私は心意気、やろうというところはしっかり皆さん持っておられると思うのですけれども、それを続けていくということ。例えばお金の面、人の面、そういう面ではまだまだ相当脆弱なところがあるのではないかと感じております。それをどうやって持続可能性という言葉で言っておりますけれども、そういうものを持ってもらえるのかを考えなければいけない。そういう意味で、今度のスキームというのはそれをいろいろ試行錯誤しながらということになるかもしれませんけれども、やっておく上でいい機会なのではないかと私は認識しております。

○鈴木事務局次長 皆さんと共通するところなのですけれども、私が今まで企業活動で感じたところは、強みとしては志の高さと社会的弱者に寄り添った活動を広げているという点です。

弱みのところは、持続可能性と連携力だと思います。持続可能性の点については、特にNPOですね。基盤が弱いということで、それで私は企業の中で社会起業塾というものを始めたのです。事業型のNPOにするということが一つの解決策ではないかと思った次第なのです。連携力はNPO同士の連携力と、NPO以外、企業他との連携する力、ここが課題かと思っています。

○程委員 あともう一つなのですけれども、SDGsという言葉は国連から来た言葉ですが、もともと日本はこういう思想を持っていたと。それを明確に分けて世界的に展開して、今回非常に大事な背骨となるようなコンセプトだと思うのですけれども、そのような中、特

に革新性に関して海外でいろいろな取り組みが進んでいるのか進んでいないのか、いろいろな評価があると思うのですけれども、そういった海外からのノウハウとか技術などの活用に関してはあまり今回触れられていなかったのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○二宮理事長 これは海外のほうが進んでいるところ、日本が進んでいるところ、さまざまあるかと思います。ここでは国際的な視点、これも考慮に入れております。情報収集等をしっかりやっていきたいと思ひますし、連携の可能性も探りたいと。

ただ、企業について言えば、今、経団連はSociety5.0 for SDGsということで、企業行動憲章も改定し、企業が全体として動いているという海外からの評価は極めて高いものがございます。

あとは国際的な連携、今度は逆の意味で、日本からの発信だけではなくて、海外でのいい部分との連携・協働ということも徐々に出始めております。先週の月曜日に国連開発計画とMOUを結んで、またUNICEFともそういった具体的なことが入っておりますので、いいところ、悪いところ、うまく結び合わせながら、それが連携・協働のプラス面だと思ひています。

○小宮山会長 間もなく審査終了ですが、意見シートの着眼点等について、漏れはございませんでしょうか。

一つ、皆さんが確認している間に伺いたいのは、今も国際的な連携という発言がございましたけれども、国際ではこの分野でどこら辺の国に着目しておられますか。

○鈴木事務局次長 やはり第一人者は英国だと思ひます。ただ、いい面だけではなくて、韓国ではいろいろ問題も出ていることも事実のようなので、そういう問題点もきちんと掌握して我々の活動に反映できるところは反映していきたいと思ひています。

○小宮山会長 もう一つ伺いたいのは、連携というのはどこでも一番重要なことなのですが、書いただけでは連携にならない。具体的に連携の実を上げることを3点ほど挙げていただければ。線を引くだけでは連携にならないですよね。

○柴田専務理事（事務局長） では、まず私から申し上げますと、3点になるかどうかはわかりませんが。

○小宮山会長 3点でなくてもいいですよ。一発で言えればそれでも結構です。

○柴田専務理事（事務局長） 一つは、みんなが共通の目的を持たなければいけないと思ひます。そのためには、共通の目的はこれですよとただ掲げただけでは、誰もそうですかというだけになってしまいますから、いろいろな交流の場を作って、そこでそういうものを確認しながら物事を進めていくことが結局は大事なのではないかと。

○小宮山会長 わかりました。そうすると、今の段階で柴田さんの共通の目的は何ですか。

○柴田専務理事（事務局長） 今度の制度でやろうとしていること、これから社会の優先的課題を整理して、それに向かってみんなのできることをやりましょうということをやっていくわけですけれども、それをみんなで議論しながらそれぞれの立場で取り組んでいく

ことが私は大事なのではないかと考えています。

○小宮山会長 わかりました。

二宮さん、ございますか。

○二宮理事長 私の目的ということで言えば、今までもお話ししたことなのですが、企業においてはSociety5.0の実現を通じたSDGsの達成、市民社会においては、休眠預金の有効活用を通じた結果としてのSDGsの達成ということ、私はそこを目標として置いています。

○小宮山会長 Society5.0もいろいろ書かれていますけれども、Society5.0で、ここで休眠預金が目的とする優先的な課題との関係はどういうことですか。

○二宮理事長 Society5.0というのは、やはり人中心ということに置いております。ですから、新しい革新技術、これを使って、人間がいつでも、どこでも、どこにいても快適な生活が送れる。そういう社会をつくろうということなのですね。ですから、以前、超スマート社会などと言っていましたけれども、今はイマジネーションの想像と、クリエイティブティの創造、創造社会という言い方をしています。これは発想はあくまでも人間中心、ヒューマンセンタードということであると思います。共通していると思います。

○小宮山会長 わかりました。

他の委員の方、よろしいですか。

小河専門委員、どうぞ。

○小河専門委員 ありがとうございます。

柴田様の経歴を見せていただいて、自殺対策というところでやって来られた、ずっと行政に携わりながらも社会福祉をとられたということがありますが、生活困窮の分野とか、まさに自殺に追い込まれるような人々を書いているところも読ませてもらいましたが、そういう中での御経験というのを今回のお仕事の中でどのように使われるか、もしよろしければお話をいただければと。

○柴田専務理事（事務局長） 私が自殺対策をやったのは、もう公務員生活の終わりのころでございました。議員立法で決まって、今度は行政としていろいろな政策を取りまとめるということをやったのですが、そのときに履歴にも書きましたけれども、自殺をされた方の家族は絶対に語らないのです。だから、語らないと何が問題なのかわからない。それを持っていったのは遺族同士の共感、信頼関係、そういうものをベースにして表に出して、それが議員立法につながった。

今度は逆に、私はそれを見て、行政を私は長いことをやってきましたけれども、行政は本当に見えないこと、わからないことがいっぱいあるのだなと。自殺対策でも、私のもとの古巣の厚生省は、精神保健センターとか、そういう建物をつくる。もちろん建物だけではなくて人もいるのですが、そこに来てもらうことが前提なのですが、黙ってたって誰も来ないのですね。だから、そういう本当に的が当たらないような行政だけをやっていたら、いつまでたっても自殺はなくなるだろうということで、すごくNPOの活動というのは底力がある。そして、行政がわからないことをちゃんと的確に見抜いてやっ

ている。これは一緒にやっついていかないとだめだなど。

もう一つ言えば、行政からすればNPOの方、いろいろな今までの経験がありますから、結構正直言って厄介なところもあります。だけれども、これはその方々と話をして乗り越えていかないと物事はうまくいかないという認識を持っております。

以上です。

○小宮山会長 他にはよろしいでしょうか。

こちらもよろしいですか。

それでは、以上で質疑応答は終了いたします。どうもありがとうございました。

申請団体の説明者の方々は御退室ください。

(指定申請団体退室)

○小宮山会長 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

○松下参事官 では、事務局より意見シートの記入について御説明をいたします。

専門委員の先生方につきましては、本日の審議会はこれで終了となります。どうもありがとうございました。御退室くださいますようお願いいたします。

(専門委員退室)

○松下参事官 委員の先生方におかれましては、意見シートの御記入をお願いします。評語欄は「A」「B」「C」のいずれかを全部で11カ所に記載してください。必ず意見内容と評語、双方を御記入くださいますようお願いいたします。

意見シートの記載が終わりましたら、事務局の職員にお声をかけてください。

意見シートの提出は、今から45分ぐらい、5時半までを目途にお願いいたします。

では、御不明な点があればお声がけください。よろしくお願いいたします。